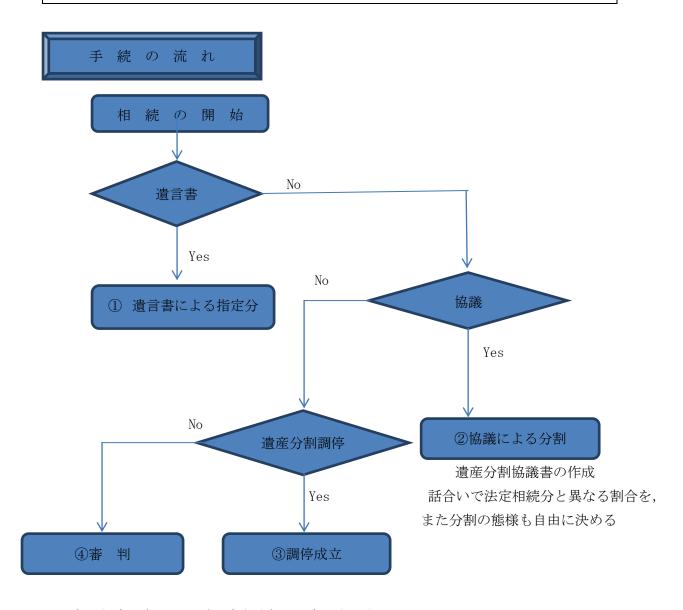
遺言書のないときの遺産の分配

「親が死去したが、うるさい兄弟姉妹がいる。今後遺産はどのようにして分けるのか」と 悩む方があるかもしれません。また、遺言書がない場合の遺産の分け方の問題点を知った 上で、遺言書を書くかを考えたいという方もおられましょう。そこで、今回は、遺言書がな い場合に、どのようにして遺産を分けるのかについて、お話ししたいと思います。



- ※・有効な遺言書があれば、遺産分割の対象とならない。
 - ・相続人全員で合意した遺産分割協議書があれば、内容に不服があっても遺産分割調停 の申立てはできない。
- ※「東京家裁の遺産分割調停の進め方」参照
- ※好ましい解決は算用数字の順

遺産分割調停と関連問題

1

遺産分割調停の本来的機能分野

遺産分割調停:遺言書がない場合で、相続開始時に存在し、且つ分割時にも存在する 未分割の遺産を対象に、全相続人間が、法定相続分に従って、具体的 に分配する手続。特別受益・寄与分による調整が行われることもある。

⇒以下の2・3の問題は、相続人全員が合意しない場合には、調停外で更に争う必要あり

※相続人 配偶者は常に相続人 血族〈①子又は代襲相続人②直系尊属③兄弟姉妹又は代襲相続人〉 ※法定相続分〈順序イ→ロ→ハ〉

イ 配偶者と子等直系卑属

配偶者 1/2 子(2人以上のときは全員で)1/2

ロ 配偶者と被相続人の親など直系尊属 配偶者 2/3 直系尊属(2人以上のときは全員で)1/3

ハ 配偶者と兄弟姉妹

配偶者 3/4 兄弟姉妹(2人以上のときは全員で)1/4

※遺産分割の方法

・現物分割:遺産そのものを分ける

・代償分割:一人又は複数の相続人が現物を取得し、これを取得した人が他の相続人に金銭を支払

(債務を負担するだけの資力があること+この方法によることに争いない等特別の事由)

・換価分割:遺産を売却等で換価後価格を分配(合意による任意売却,審判の場合は競売→任意売却)

遺産分割方法を定める前提問題

⇒どのような問題が、どのような方法で解決しなければならないのか?

(1)相続人の範囲

戸籍の記載と実際の不一致 ⇒ex. 死後認知の訴え・親子関係不存在確認の訴え

遺言書の争い (2)

遺言無効確認訴訟

遺産の範囲の争い (3)

預貯金の存否,預貯金・現金の金額,不動産が遺産か? ⇒遺産確認の訴え

付随問題 3

⇒派生する諸問題はどのような方法でしなければならないのか?

使途不明金 (1)

Ex. 死亡直前又は死亡後に預貯金を引出した・「他にも遺産がある」等の主張

- ⇒・事実解明は当事者の責任 任意の開示を促し、これが駄目なら弁護士照会。 裁判所が解明してくれる訳ではない
 - ・合意できなければ、不法行為に基づく損害賠償請求、・不当利得返還請求訴訟

(2) 葬儀費用・遺管理費用等

Ex. 葬儀費用・香典・香典返し

⇒相続後の債務負担問題で遺産とは別性質の問題のため、合意できないと民事訴訟

(3) 相続開始後の賃料・配当金等

⇒遺産そのものではないため、合意できないと民事訴訟で

(4) 生命保険金・退職金

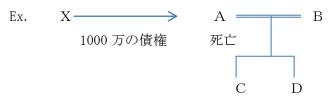
⇒特定の相続人(ex 妻)が保険受取人と指定されていると、保険受取人の固有の権利だから、遺産分割の対象とはならない。

死亡保険金は遺産ではないが、みなし相続財産として相続税を課される場合あり。 <u>なお、例外的に</u>、遺産の全体から見て、保険金を受け取る相続人と受け取らない 相続人との間の不公平がとても見逃すことができないほど大きいような特別の場合には、保険金は特別受益に準じて、持ち戻しの対象

<u>死亡退職金・遺族給付金</u>は、賃金後払い等個々の支給の根拠によって遺産に含まれるかが決る。

(5) 遺産債務の分担

⇒法律上当然に分割され各共同相続人が相続分に応じて承継



B:500 万 (1/2) C·D:250 万 $(1/2 \times 1/2)$

連帯債務の場合も、相続分に応じて債務を承継し、その承継した範囲で本来の債務者とともに連帯債務者となる。

なお、相続人間で相続人の一人だけが債務を負う旨の合意をしても、債権者が承 諾しない限り、債権者との関係では、他の相続人は債務を免れない。

親の扶養・祭祀承継

⇒別問題

(6)

- ・祭祀承継者につき争いになりそうなら、遺言書で指定するのが無難
- ・祭祀財産(系譜・祭具・墳墓)は相続財産と無関係で、死後相続人が墓地・墓 石を求めても相続税の課税財産から控除不可。
- 【マトメ】 使途不明金に関する問題、葬儀費用の問題、遺産の範囲の問題、祭祀承継 等付随する問題は、全員が同意しない限り、遺産分割審判の対象とならない

4 寄与分・特別受益

(1) 特別受益

- ・遺言によって財産を譲受けたり(遺贈),生前に遺産の前渡しとなるような多額の 贈与を受けた者がいるとき,各相続人の公平を図るため,その遺贈や贈与の額を 遺産に加算して遺産の分割をする。
- Ex. 相続人兄弟二人で 1,000 万の遺産としての現金に500 万(兄に贈与)の場合 みなし相続財産:1,000 万+500 万=1,500 万

具体的相続分: 兄 1,500×1/2-500=250 万 弟 1,500×1/2+500=750 万

- ・要件は結構厳しい:遺贈,婚姻又は養子縁組又は生計の資本のための贈与
 - Ex. 居住用不動産の贈与・その取得のための金銭の贈与→○の方向 留学費用・医大の入学金・大学院の費用→○の方向 結納金・挙式費用→×の方向

持ち戻し免除の意思表示

生前贈与や遺贈をその者の特別な取り分として与えようとする被相続人の意思を 尊重しようというもの。

遺言等で明らかでなくても、周囲の状況から相続分以外に財産を相続させる意思 を有していたことを推測させる事情があるか

(2) 寄与分

- ・<u>相続人が</u>(相続人外は駄目),<u>身分関係や親族関係から通常期待される以上</u>に(扶養義務の範囲内は駄目)、<u>被相続人の財産の維持又は増加について</u>特別の寄与をしたとき(因果関係があること),寄与分を遺産から控除して相続分を算出
- ・寄与を主張するには、誰が見ても、もっともだと分かる資料を提出する必要。
- ・簡単には認められない。
- Ex.・長年にわたり、被相続人の通院の付き添い、家事援助⇒×(期待される範囲内・財産の維持増加の因果関係弱い)
 - ・被相続人が実質仕事をしない期間も、相続人の営む会社から役員報酬を支払った⇒× (寄与したのが法人で相続人の寄与ではない)

調停の長期化・困難化

5

- (1) 事 案 債務処理や同族会社の経営権争い(事業承継問題)等
- (2) 人間関係 ・血のつながり (異母(父)兄弟・後妻と先妻の子・養子非嫡子)
 - ・以前からの感情的対立
 - ・相続人外(うるさい外野)

付

遺言

1

遺言の必要性

例えば「長男の嫁・内縁の妻・NPO 団体等推定相続人以外の者に渡したい」とか、「子供がいないが、兄弟がいるので妻に全部相続させたい」等法定相続分と異なる割合で渡したい(相続分の指定)とか、相続人ごとに承継させたい財産を指定したい(分割方法の指定)等の事情があれば、遺言者の意思を実現する方法として有益。

2

遺言書で注意すべき点

⇒時間の関係から3点のみ上げる。

(1)

自筆証書遺言

- ・公正証書遺言と異なり、自筆証書遺言は遺言者が自分一人で作成できる簡便な方法
- ・遺言者<u>自身が全文、日付及び氏名</u>を自書し、<u>印鑑</u>を押さなければならないものとされ、加除や変更についても厳格な方式で(民法 968 条)形式的な法律の要件を満たしていなければ無効→弁護士に要件を満たしているか確認してもらうこと

Ex. ワープロ作成⇒×

代筆⇒× 平成26年9月吉日⇒× (何日か不明)

・相続開始後,家庭裁判所に検認手続が必要であり,封印のある遺言書では,家裁での 遺言書の開封が予定されている。

(2)

遺留分

- ・特定の者に遺産を多く与える遺言書があると、配偶者及びその子どもには(<u>兄弟姉</u> 妹及びその代襲者にはない)遺留分が認められており、返還を求めることができる。
- ・これは遺留分減殺(げんさい)請求といい,自己の<u>遺留分が否定される事情がある</u> ことを知った後1年内という制限があり,且つ内容証明等行使の立証の準備が必要。
- ・ 遺留分の割合

※ 直系尊属のみが相続人:被相続人の財産の3分の1

その他の場合 :被相続人財産の2分の1

- ・遺留分の放棄 : 相続開始前の放棄は家庭裁判所の許可が必要。
- ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく遺留分の特例⇒後継者が推定相続人全員と合意することで、自社株式等を後継者に集中させる

(3)

遺言執行者

・相続人全員の協力を得ないと登記ができない場合もあり、遺言執行者を定めておく と手続がスムーズにすすむ。 以上